

# 公立大学法人広島市立大学自家用電気工作物 保安規程

平成22年4月1日

規程第32号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保安業務の運営体制（第3条—第8条）
- 第3章 保安教育（第9条・第10条）
- 第4章 工事の計画及び実施（第11条・第12条）
- 第5章 保守（第13条—第14条）
- 第6章 運転又は操作（第15条—第17条）
- 第7章 災害対策（第18条）
- 第8章 記録（第19条）
- 第9章 責任の分界（第20条・第21条）
- 第10章 雑則（第22条—第26条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）が設置する広島市立大学（以下「大学」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を定めるものとする。

#### （法令等の遵守）

第2条 法人の職員及び法人の職員以外の者であって大学施設の維持管理を行うものは、電気関係法令（以下「法令」という。）及びこの規程を遵守するものとする。

### 第2章 保安業務の運営体制

#### （業務分掌及び組織）

第3条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）

の指揮命令系統及び連絡系統を別に定める。

- 2 保安業務を総括管理するために総括管理者を置き、総務・危機管理担当理事をもって充てる。
- 3 法人は、法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行するために、大学の自家用電気工作物運転管理業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）の中から、法第43条第1項又は第2項の規定に基づく電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するものとする。

（設置者の義務）

第4条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し、又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

（主任技術者の義務）

第5条 主任技術者は、総括管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督（以下「保安監督」という。）の業務を総括しなければならない。

- 2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、保安監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 3 主任技術者は、次に定めるところによりその執務を行うものとする。

(1) 大学に常時勤務するものとする。

(2) 主任技術者の連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくものとする。

（従事者の義務）

第6条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者（以下「従事者」という。）は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第7条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

(主任技術者の解任)

第8条 法人は、主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができるものとする。

- (1) 病気等により職務の遂行が長期間にわたり困難となったり、又は精神障害等により保安の確保上不適当と認められたとき。
- (2) 法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。
- (3) 刑事事件により起訴されたとき。
- (4) 転任し、又は退職したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不適当と認められたとき。

2 前項の規定に基づき主任技術者を解任したときは、受託者は、直ちに新たな主任技術者を選任しなければならない。

### 第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 主任技術者は、従事者に対し、大学の実態に即した必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第10条 総括管理者は、従事者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について、年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

### 第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 総括管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の必要な修繕工事及び改良工事の年度計画を立案するものとする。

3 前項の計画は、各部署及び関係機関との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

(工事の実施)

第12条 総括管理者は、電気工作物に関する工事（以下「工事」という。）の実施

に当たっては、大学の運営等に支障を来すことがないように調整を図り、これを実施するものとする。

- 2 工事の実施に当たっては、その必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
- 3 工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認した上で引き取るものとする。
- 4 工事の実施に当たっては、この保安を確保するために別に定める作業心得によって行わなければならない。
- 5 作業心得は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
  - (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
  - (3) 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置
  - (4) 作業責任者の氏名及びその責任
  - (5) 作業終了時の点検及び測定
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### 第5章 保守

(巡視、点検及び測定の基準等)

第13条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表に定める基準により行わなければならない。

- 2 主任技術者は、別表に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うに当たっては、大学の運営等に支障を来すことがないように調整を図り、これを実施しなければならない。
- 3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第14条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

#### 第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第15条 電気工作物の運転又は操作の基準は、主任技術者が定めるものとする。

2 前項の基準は、次の事項について定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び方法並びに指令系統及び連絡系統
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領
- (3) 必要に応じて、法第2条第1項第2号の一般電気事業者又は同項第8号の特定規模電気事業者(以下「一般電気事業者等」という。)の変電所又は営業所との連絡事項
- (4) 緊急時に連絡すべき事項並びに連絡先及び連絡方法の掲示

3 遮断器及び断路器の開閉その他必要な事項については、一般電気事業者等との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

(長期間の保管)

第16条 発電設備を長期間にわたり保管する場合には、主要機器の点検手入れを行い、かつ、防錆防湿等必要な対策を講じるものとする。

(運転の開始)

第17条 発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転等を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

## 第7章 災害対策

(防災体制)

第18条 台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従事者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。

2 主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

3 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

## 第8章 記録

(記録等)

第19条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次に掲げる帳簿又は図面により記録し、これを保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び測定記録（3年間保存）
- (2) 電気事故記録（廃止まで保存）
- (3) 改良及び修繕工事記録（3年間保存）
- (4) 運転日誌（3年間保存）

2 主要電気機器の補修記録は、設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

## 第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第20条 一般電気事業者等の設置する電気工作物と保安上の責任及び財産上の分界点は、大学の電気需給契約に定めるところによる。

(需要設備の構内)

第21条 大学の需要設備の構内図は、大学完成時の設備図面等とする。

## 第10章 雑則

(危険の表示)

第22条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

第23条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は、常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

(図面及び書類の整備)

第24条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については、整備し、必要な期間保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第25条 関係官庁、一般電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書等については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

(委任)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

(1) 実施要領

	日常巡視	工事中の点検	月次点検	年次点検	臨時点検
区分	1日～1週間の周期で運転中の電気設備、周辺の状況等を巡回しつつ目視、嗅覚、聴覚により異常の有無を点検する。	1週間に1回の周期で、電気設備の施工状況及び技術基準への適合状況をj確認する。	1か月～6か月の周期で、電気設備の使用状態で行うもので、異常の有無、異常発生の前兆把握、電気設備の不安安全・不适当使用等について点検するとともに、点検者の安全が確保できる範囲で機器、装備計器類の支持値確認及び測定により異常の有無を確認する。	1年に1回の周期で、電気設備を停止して行うもので、目視、嗅覚、触手による点検、主要機器の動作試験、絶縁及び接地抵抗測定等により異常の有無を確認する。必要に応じて機器の内部を点検し、異常の有無を確認する。	電気事故その他異常が発生したとき、異常が発生する恐れがあるとき又は定期点検記録値の経年変化等に著しい徴候が見られたときに特別に行う点検で、その原因を探求し、再発防止及び事故の未然防止のための措置を講ずる。
引込設備	設備に損傷を及ぼす物がないか又作業が行われていないかを点検	[外観点検] 電気工作物の損傷、汚損の有無	[外観点検] 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の連動特性試験
受電設備	小動物、鳥獣、風雪及び部外者が入るおそれがないかを点検	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の連動特性試験 機器の内部点検
配電設備	異音異臭がないかを点検	接地線等の保安装置の取付け状態	接地線等の保安装置の取付け状態	機器の接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の連動特性試験
負荷設備	機器の運転に異常がないか、配線や機器に損傷がないかを点検		[測定等] 電圧値の適否及び過負荷等(電圧、負荷電流測定)  低圧回路の絶縁状態(漏えい電流測定)		

発電設備	機器の運転に異常がないか、配線や機器に損傷がないかを点検	上記外観点検	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の連動特性試験
------	------------------------------	--------	-------------------------------	-----------

(2) 点検基準

電気工作物	点検・測定・試験項目	点検区分			
		日常点検	月・年次点検	周期	
引込設備	構内柱開閉器ケーブル		○	1か月	
	避雷設備	外部損傷、破損、発錆の有無	○	6か月	
受電	断路器	がいし汚損・損傷の有無	○	1か月	
		端子及び刃の接触部変色の有無	○	1か月	
	遮断器	ブッシング汚損、破損、亀裂の有無		○	1か月
		異音、異臭の有無	○		
		操作装置の機能確認		○	1か月
	変圧器	温度測定	○		
		異音、異臭、振動の点検	○		
		外箱の汚損、損傷、端子部過熱の有無		○	1か月
	コンデンサリアクトル	外箱の汚損、損傷、腐食、油漏れの有無		○	1か月
		異音、異臭の有無	○		
がいし汚損・損傷の有無			○	1か月	
計器用変成器	外部の汚損		○	1か月	
	異音、異臭の有無		○	1か月	
受電盤	配電盤	外観の汚損、損傷、腐食、発錆の有無	○	1か月	
		換気口フィルター清掃		必要の都度	
	信号灯、表示灯の点灯確認	○			
	計器指示値の確認、記録	○			
	接地・絶縁抵抗測定		○	1か年	
蓄電池設備	蓄電池設備	保護継電器動作特性試験	○	1か年	
		蓄電池及び触媒栓の掃除		○	1か月
		端子部の緩み		○	1か月
		架台の損傷、腐食の有無	○	6か月	

配電設備		電圧の測定	○		
		充電器盤の外観の汚損、損傷の有無		○	1 か月
		充電器盤の表示灯の点灯確認	○		
		充電器盤の電圧、電流の適否の点検調整	○		
	分電盤 動力操作盤 端子盤	外観の汚損の有無、清掃		○	1 か月
		各機器の点検		○	6 か月
		動力操作盤の作動異常の有無		○	1 か月

負荷設備	照明設備	照明器具の汚損、変色、錆、変形の有無		○	6 か月	
		管球、グローランプの交換			必要の都度	
		リモコントランスの発熱の有無		○	2 か月	
		誘導灯の切替点灯の点検		○	2 か月	
		照度測定			必要の都度	
		外観点検		○	6 か月	
	電気時計	電圧表示灯、指針の点検		○	1 か月	
		蓄電池の点検（蓄電池設備に準じる）	○			
	電気湯沸器	外観点検		○	1 か月	
		サーモスタットの点検		○	1 か月	
	送風機 排風機	電動機の異常の有無	○			
		規定電流、正常運転の確認	○			
		振動、異音の有無		○	1 か月	
		ボルトの緩み		○	1 か月	
		錆、腐食の点検		○	6 か月	
	発電設備	発電装置 接地装置 付属装置	外観点検	○		
			異音・異臭・加熱等の有無	○		
			給・排気口の確認	○		
表示灯の点検			○			
接地線の緩み				○	1 か年	
端子部の緩み				○	1 か年	

		給・排気口のフィルター清掃		○	1 か年
		絶縁測定		○	1 か年
		装置内部の測定		○	1 か年
中央監視装置		外観の汚損の有無	○		
		信号灯、表示灯の点検	○		
		入出力制御装置の点検		○	1 か月
		各継電器盤フィルターの掃除		○	1 か月
		デマンド時間の調整		○	1 か月
		タイムスイッチ時間差点検		○	1 か月
		A T S スケジュールチェック	○		
		ローカル盤点検		○	1 か月